

### 相模原市行財政構造改革プランに関する決議

市は、これまで、子育て・教育環境の充実をはじめ、共生社会の実現、医療や福祉の充実等の安全・安心に向けた取組や、産業振興、中山間地域対策等、市民生活に関わる様々な取組を進めてきた。しかしながら、高齢者人口の増加等を背景に、近年扶助費が増加傾向にある中で、将来の市税収入確保につながる投資的経費が極めて少ないほか、今般の新型コロナウイルス感染症対策等への、緊急的かつ機動的な対応における財源である財政調整基金残高が低い水準となっている。また、令和元年度の経常収支比率は99.8%と高く、財政は硬直化しており、市は、様々な行財政運営上の課題に直面していると分析することができる。こうした中、歳入規模に応じて行財政運営の構造を根本的に改革し、この取組の必要性を市民、市議会等と共有するとともに、これを理解し、協力してもらう必要があるとして「相模原市行財政構造改革プラン」(以下「改革プラン」という。)の策定案を公表し、パブリックコメントを経て、3月末に策定しようとしている。

社会を取り巻く状況に目を向けると、急速に進行する少子化による生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加により、経済成長の伸び悩みと社会保障の負担増に直面するとともに、エネルギー需要の拡大を一因とする地球温暖化による自然破壊や災害の激甚化等の社会環境への影響が身近な問題となっている。その結果、必然的にSDGsに代表される「持続可能」な都市経営が求められるようになり、更に新型コロナウイルス感染症の拡大による甚大な社会的・経済的影響を経験して、これまでの手法だけでは健全な都市経営ができず、ニューノーマル時代の新しい働き方や組織が求められているとの認識が共通となっている。

このことを踏まえれば、本市においても同様の状況がある以上、我々市議会、議員においても、改革プランの策定期間や内容への賛否は様々であっても、行財政構造に対する新しい視点と施策が必要となっていることは認めるところである。

よって、本市議会は、持続可能な都市経営に向けた行財政運営の構造の根本的な改革について、市民意見等を踏まえて十分に議論することにより、市議会と市との間で共通理解を形成していく必要があると考え、市長におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く求めるものである。

1 改革プラン案の策定に当たっては、これまで市民意見の募集やアンケート、オ

オープンハウスの実施などにより市民意見の聴取に努め、1月から行われているパブリックコメントにおいても、多くの意見が寄せられていると考えるが、市においては、市民意見を聴いたのみで理解を得たものと考えべきではなく、市長自らが大切に市民との対話を実践するためにも、これらの意見に真摯に向き合い、より多くの市民が納得のいく改革プランとして策定すること。

- 2 改革プラン策定後においても、「新たなまちづくり事業」や「公共施設の見直し」など、個別具体的な事業の実施に当たっては、市民、地域や関係団体にとっても大きな影響があるため、改革プランの策定をもって事業の実施を決定するのではなく、それぞれの事業の政策決定プロセスを明確にした上で、市民及び市議会に対して十分な説明を行うとともに、市民との丁寧な対話を重ねることで改革プランや各事業に対する真の理解を得ていくこと。
  - 3 行財政運営の構造を根本的なところから改革し、持続可能な都市経営を行うためには、市民との信頼関係が極めて重要である。改革プランや各事業を実施するに当たっては、市議会に十分に情報を提供して政策決定の透明性を確保するとともに、改革プランの取組の進捗状況並びに市民への影響等の調査及び評価を定期的に報告し、市議会での議論を勘案した見直しの仕組みを設ける等、市議会の意見を改革プランの実施においても反映すること。
  - 4 総合計画に続く、新たな市政運営に向けた実施計画の策定が先送りとされ、その在り方が未だ明らかになっていない状況を危惧している。今後の行財政運営の構造を根本的に改革する実効性を担保する実施計画を策定すること。
- 以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

令和3年2月15日提出

提出者	相模原市議会議員	須 田 毅
提出者	相模原市議会議員	大 沢 洋 子
提出者	相模原市議会議員	加 藤 明 徳
提出者	相模原市議会議員	松 永 千 賀 子
提出者	相模原市議会議員	野 元 好 美

提出者 相模原市議会議員 鈴木 晃 地

提出者 相模原市議会議員 榎 本 揚 助

委任専決事項の指定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次の事項は市長において専決処分することができる。

- 1 工事請負契約について、議決契約金額の 1 割以内の変更契約(契約変更額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 22 号)第 2 条に定める額未満のものに限る。)を締結すること。
- 2 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る額が 1,000,000 円以下(交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内)のもの
- 3 目的物の価額が 1,000,000 円以下(相模原市債権の管理に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 3 号)第 2 条第 3 号に規定する非強制徴収債権について履行を請求する場合にあつては、5,000,000 円以下)の事件について、訴えの提起、和解及び調停を行うこと(次項に規定するものを除く。)
- 4 市営住宅に係る家賃若しくは駐車場の使用料の支払又は市営住宅若しくは市営住宅の駐車場の明渡しに係る訴えの提起、和解及び調停を行うこと。
- 5 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例の改正を行うこと。
- 6 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと。

附 則

- 1 この議決は、令和 3 年 4 月 1 日からその効力を生ずる。
- 2 委任専決事項の指定について(平成 16 年 3 月 25 日議決)は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

令和 3 年 3 月 1 日提出

提出者 相模原市議会議員 久保田 浩 孝

提出者 相模原市議会議員 西 家 克 己

提出者	相模原市議会議員	渡	部	俊	明
提出者	相模原市議会議員	服	部	裕	明
提出者	相模原市議会議員	鈴	木	秀	成
提出者	相模原市議会議員	石	川		達

石川将誠議員に対する議員辞職勧告決議

相模原市議会は、石川将誠議員による議会局職員へのパワーハラスメント事案について、副議長から訓令を発出し、市長の事務部局に事実確認の協力を求め、また、石川将誠議員にヒアリングを行った。

客観的事実や物的証拠などから、「議長室出入禁止」及び「LINE による暴言的なメッセージ」はパワーハラスメント 3 要件の全てを満たしており、パワーハラスメントが行われていたことは事実と判断せざるを得ないとの結論に至る一方で、石川将誠議員はパワーハラスメントの自覚がないことを確認した。

私たち議員は、相模原市議会基本条例第 5 条第 1 項第 1 号において、その責務を「市民の代表であり、かつ、公職であることを自覚し、議員としての品位を保ち、市民全体の利益を念頭に置くこと。」とされ、同条例第 6 条には、政治倫理として「議員は、市民の負託により、市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、政治倫理を常に保持するものとします。」とうたわれている。

今般の石川将誠議員のパワーハラスメント事案については、この相模原市議会基本条例に反することは明白であり、議会運営に支障を来すとともに、議会に対する市民の信頼を著しく損ねたことは誠に遺憾である。よって、石川将誠議員の辞職を勧告する。

以上、決議する。

相 模 原 市 議 会

令和 3 年 3 月 1 1 日提出

提出者	相模原市議会議員	須 田	毅
提出者	相模原市議会議員	大 沢	洋 子
提出者	相模原市議会議員	加 藤	明 徳
提出者	相模原市議会議員	松 永	千賀子
提出者	相模原市議会議員	野 元	好 美
提出者	相模原市議会議員	鈴 木	晃 地

提出者 相模原市議会議員 榎 本 揚 助

特別委員会の設置について

本議会に、相模原市議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

- 1 名称 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会
- 2 調査事項 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の決定経過及び進捗に係る全容解明、議会への説明・答弁の真偽、責任の所在について
- 3 調査権限 地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。
- 4 委員の定数 10 名
- 5 調査の期限 調査事項の調査終了まで
- 6 調査経費 本調査に要する経費は 100 万円以内とし、追加の必要が生じた場合には、改めて協議する。

令和 3 年 3 月 16 日提出

提出者	相模原市議会議員	野 元 好 美
提出者	相模原市議会議員	金 子 豊貴男
提出者	相模原市議会議員	白 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	松 永 千賀子

議提議案第4号特別委員会の設置についての修正について  
議提議案第4号特別委員会の設置についてを次のとおり修正する。

第4項中「10名」を「9名」に改める。

第5項中「調査終了まで」の次に「(令和3年12月末日を目途とする。)」を加える。

### 預託法等の改正及び執行強化を求める意見書

近年、デジタル化の進展などによるデジタル・プラットフォームを活用した新たな消費者取引に係るサービス等が普及する一方、契約内容等を十分に理解していない消費者のせい弱性につけ込む悪質な手口による被害の相談件数が増加している。

こうした状況を踏まえ、消費者庁が設置した特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が取りまとめた報告書においては、特定の商品や施設利用権を一定期間預かり、利子などの財産上の利益を供与する預託等取引契約は、販売を伴う場合、消費者に甚大な財産被害を与えるおそれがあるため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)により原則禁止とすべきであると明記された。

また、同報告書においては、商品販売に際し、定期購入であることを容易に認識できないように表示することや、契約の解約や解除を不当に妨害する詐欺的な定期購入商法について、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)による執行を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に不安を感じ、在宅時間が長くなった者に対し一方的に商品を送り付けた上で代金を請求する送り付け商法については、同法による規制の内容を周知することなどが必要であるとされた。

本市においても消費者行政の充実に取り組んでおり、報告書の内容を踏まえた早急な法律の整備等が必要であると考えます。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれては、悪質な商取引を未然に防ぎ、消費者の利益を保護するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 預託法及び特定商取引法の改正に向けた検討を早急に行うこと。
- 2 詐欺的な定期購入商法については、特定商取引法による執行を強化するなど適切な対処を図ること。
- 3 いわゆる送り付け商法については、特定商取引法による規制内容の周知を図るとともに、報告書の内容を踏まえ、更なる制度的措置の検討を行うこと。
- 4 国及び地方公共団体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、執行体制や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣

あ て

令和3年3月24日提出

提出者	相模原市議会議員	白 井 貴 彦
提出者	相模原市議会議員	服 部 裕 明
提出者	相模原市議会議員	三 須 城太郎
提出者	相模原市議会議員	中 村 忠 辰
提出者	相模原市議会議員	折 笠 正 治
提出者	相模原市議会議員	松 永 千賀子
提出者	相模原市議会議員	五十嵐 千 代
提出者	相模原市議会議員	小 田 貴 久
提出者	相模原市議会議員	西 家 克 己
提出者	相模原市議会議員	阿 部 善 博